

『再建団体転落を回避』

通番	該当箇所	計画素案に対する意見	府の基本的な考え方
(1)	財政再建(見通し・原因・PR)		
1	本 1	再建団体転落は避けなければならない。危機の原因をどう認識するかが分かれ道。財政再建プログラムを作って実施したのに、再建どころか赤字を出し続けているのはなぜか。ここにメスを入れなければ誤ることになる。	<p>平成10年9月に策定した財政再建プログラム(案)を基本に、これまで歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを行うとともに、さらに、行政評価を通じた事務事業等の見直しを行うこと等により、プログラム(案)に記載した取組効果額を上回る成果をあげてきました。</p> <p>その結果、プログラム(案)策定時には平成11、12年度合わせて約1,900億円を見込んでいた減債基金からの借入れを回避して、平成12年度決算見込みでは約400億円の赤字となっているものであり、この限りでは、当時の見通しよりも大きく改善しています。</p> <p>しかしながら、この間の予想を超える税収の伸び悩みや増加する公債費など、財政再建プログラム(案)で見込んだ収支見通しに変動が生じてきたこと、急速なIT化の進行など新たな社会経済情勢の変化があったことなどから、財政再建プログラム(案)の意義と取組実績を踏まえた上で、府の組織と施策の全面的な再構築、すなわち、府政の構造改革を通じて大阪再生を目指すために、新たに行財政計画を策定することとしたものです。</p>
2	本 3 3	財政再建団体になればどうなるのかアピールが必要。	<p>準用再建団体になった場合の影響については、一言で言えば国の指導監督下で財政再建に努めることとなり自治体として府民や地域のニーズを踏まえた行政運営が行えなくなります。</p> <p>本府のような一般会計だけで3兆円の規模をもつ自治体が適用を受けた例がないので、具体的なイメージは湧きにくいと思いますが、府と関わりをもって業務を営んでいる市町村、府民団体、事業者などにも大きな影響を与えることが予想され絶対避けるべきと考えています。</p> <p>この計画においても限られたスペースですが具体的取組編6ページに記載しています。今後も様々な機会を活用し周知していきたいと考えています。</p>
3	本 3 3	今後10年間、毎年ほぼ同一の不足額が出るようになってきている。難しいと思うが、10年後の不足額が、府の徹底した歳出の抑制によりゼロ近くになっていかなければならないと思う。長期見通しのもう一段の見直し必要。	<p>「取組後の財政収支見通し」においては、平成19年度まで、毎年1,000億円前後の財源不足が残ることから、準用再建団体への転落を回避するため、緊急避難的に減債基金を活用することとしています。その後は、財源不足が縮小し、計画期間の最終年度である平成23年度には、単年度収支が黒字となり、若干ではあるが減債基金への返済ができる見込みです。</p> <p>長期的な見通しの試算には、経済情勢をはじめ様々な流動的な要素が大きく影響することから、社会経済情勢の変化に応じて必要な場合には、適宜、見直しを行っていきます。</p>
4	本 3 3	府財政立て直しのため、外部有識者による財務諸表を作成し、特別会計の歳出の洗い直しを行う。府債の償還に備えておくべき減債基金まで補填に使って府債残高が今後10年間で8,000億円増加し23年に5.12兆円になるのは考え方が間違っている。まず、利払いの節約に向け府債の借り換えをするべき。投資的経費を削減する前に一般経常経費の削減に真剣に取り組むべき。	<p>平成12年度に、学識経験者の助言をいただきながら、民間企業の貸借対照表にあたるバランスシートを作成し、公表しました。また、今年度中には、平成12年度普通会計決算の数値をもとに民間企業の損益計算書にあたる「行政コスト計算書」を作成します。</p> <p>特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充当するなど、一般の歳入・歳出と区分して経理する必要がある場合に設置しているものです。今後とも、その歳入・歳出については、一般会計に準じ、必要性や緊急性、事業効果等について十分に精査しながら事業をすすめていきます。</p> <p>府債の借換えについては、府では、証券発行方式により、債券市場から広く資金を調達していることから、これを繰上償還するとその債券を保有する投資家に想定外の不利益を与えるとともに、市場に混乱を来すことになり、その結果、府債の信用は著しく低下し、その後の発行に多大の支障が生じることになるため、現実的には不可能です。</p> <p>経常的な経費の中には、安定的かつ継続的に供給することが求められる行政サービス、例えば、教育・福祉・警察などに要する経費の多くが含まれるなどの理由から、一律的に、あるいは直ちに大幅にこれを削減することは難しい状況にありますが、施策評価等を通じて、すべての事務事業の必要性や緊急性、事業効果などを一層精査し、厳しい施策(事業)選択を行っていきます。</p>
5	本 3 3 具 8	今後10年間の財源不足額1兆1,500億円を府民一人あたりに換算するなど、わかりやすく知らせてほしい。	<p>今回の計画は、府民にわかりやすいものとなるよう、本編と具体的取組編の2部構成とし、表現に工夫を凝らすなど、できるだけ府民へのメッセージとして伝わるように策定に努力いたしました。今後とも、府政だよりを活用した広報などにあたっては、府民に財政状況などをできる限りわかりやすくお知らせするとともに、その際には、一人あたりの換算など、一層の工夫を凝らしていきたいと考えています。</p>

6	本 35	減債基金からの借入れは将来にツケを回すだけ。歳入・出の構造を抜本的に変えないと危機は克服できない。また、今の危機に陥った責任を明らかにすることも必要。大規模開発・投資に注ぎ込んだ反省をし、メスを入れなければ再建はできない。	限られた財源のもとで、府民の安全・安心を守り、大阪の活力を生み出すためには、府がやるべきことを見極め、それにふさわしい施策と組織等へと、府政の構造を変えていく必要があります。計画に掲げた取組を着実にすすめていきます。 なお、減債基金からの借入れは、準用再建団体転落回避のため、緊急避難的な措置としてやむを得ず実施するものであり、府政の構造改革を通じて、計画期間内には単年度収支を黒字に転換させ、減債基金に頼らない財政運営を目指します。
7	本 36 具 8	10年計画のどの時期に財政再建が図れるのか、タイムスケジュールを示してほしい。	この計画では、3,000人の定数削減をはじめとする組織のスリム化、出資法人・公の施設の改革、施策の再構築など、府政全般にわたる様々な構造改革をすすめることを基本に、減債基金を活用することで、長期財政推計上、最も財源不足額が大きくなると見込まれた平成18、19年度を含めて、準用再建団体への転落を回避し、10年後の平成23年度には、減債基金からの借入れを行わずに、約40億円の単年度黒字を生み出すことができるということをお示ししているところです。 もとより、これにとどまることなく、たゆみない改革を続けることで、減債基金からの借入れ(活用)解消を図るなど、長期的にみて財政健全化に向けたさらなる努力を行います。
8	本 36	財政再建団体転落を回避するため、結果的に全ての行政サービスの水準が「財政再建団体」と同レベルに低下するのは問題。必要なサービスは断固維持するというメリハリを付けるべき。	本計画においては、限られた財源のもとで、府がやるべきことを厳しく選び、見直すべき施策は全面的に見直す一方で、直ちに取り組むべき課題には迅速かつ重点的に取り組むこととしており、府の総合計画で目標に掲げた「まちが安全、くらしが安心」「人が元気」「都市が元気」な大阪をつくるため、やるべきことをしっかりとやる府政の実現に努力していきたくと考えています。
9	本 33 具 60	府債がもっと購入されるようPRすべき。	府債の発行は円滑に行われてきており、その大半(概ね8割)は、債券市場を通じて投資家の皆様に購入していただいています。府と債券市場とのパイプ役である銀行や証券会社には、これまでも府の行財政等についての説明会等を開催し、地方債資金の安定調達への協力を求めてきたところです。 今後とも銀行などへの情報提供やPRを行うとともに、投資家向けPRの積極的な取組についても銀行などに要請していきます。
10	本 34	土木行財政の運営に注目。この5年間建設単独債などを増額し借金残高を増やし公債費の増額を招き財政が悪化した。この建設事業が財政の硬直化の大きな原因。	建設事業については、緊急性・費用対効果・既存ストックの活用などの観点から重点化を行い、事業費を概ね10%削減することとしています。 これにより、起債発行の減に伴う公債費の縮減も図れます。
(2) 自主財源の確保			
11	本 33	財政再建のためなら、公営ギャンブルや宝くじを使ってはどうか。	宝くじや、競馬、競艇等の公営競技については、刑法の例外を定める特別法の規定に基づき、公益の増進のために、国から許可を受けた地方公共団体のみが実施することができることとされています。 宝くじについては、現在、全都道府県と政令指定都市が発売し、府においても、その収益金等として、13年度当初予算で約220億円の収入を見込んでおり、公共事業等の貴重な財源としているところです。 なお、公営競技については、府においては過去に競馬事業を行っていたことはありますが、今後、実施する考えはありません。
12	本 34 具 60	府税の徴収率アップについて、全国平均を上回るという目標は大変あまい、徴収率全国 NO.1 を目指すべき。	この計画では、これまでの税収確保の取組をさらに充実強化し、また新たな取組を行うことにより府税の徴収率アップを図ることとしています。 これまでも府税の徴収率アップについて努力してきましたが、当面の目標として、全国平均を上回る数値目標を立てたもので、これに向けて最大限の努力を行うこととしています。
13	本 34 具 60	課税漏れや滞納者を徹底的に再チェックする取立てGメンを結成して徴収に全力を挙げる。	課税漏れの捕捉調査や特に悪質な脱税者に対する犯則調査、また納税誠意のない滞納者に対する差押財産の公売などの滞納整理を推進するため、これまでも専門の部署を設置し、税収確保に取り組んできたところであり、引き続き最大限の努力を行っていきます。
14	本 34 具 60	自動車税について、コンビニエンスストアでも納税できるようにする。	地方自治法の規定により、現状では、府税の納税は金融機関に限定されているため、コンビニエンスストアでの府税の納税はできません。実現に向けては法改正が必要となりますが、その際には、納税者のプライバシー保護などの課題も解決していく必要があります。
15	具 60	風俗税を創設してはどうか。	風俗に関連する法定外税については、青少年の健全育成等の観点から、今後の風俗営業に係る施策のあり方等を考えて行く中で必要に応じて検討してまいります。
16	具 60	大阪府でも独自課税を検討してはどうか。	府においては、現在、独自の措置として法人府民税均等割の超過課税などを実施しているところですが、今後とも、法定外税も含め課税自主権の活用について引き続き検討してまいります。

17	具60	<p>少子化がすすむ中、いろいろ考慮して学校を減らし、高校跡地を地元や民間企業に売却して府の収入にすることはいいと思います。</p> <p>府有財産の売払いは早急に手をつけるべき課題。その際には、一般の人が購入を申し込みやすい仕組みを考えることが必要。</p> <p>再建団体への転落を回避するためにも、府有財産の売払いを一層、積極的に促進すべき。</p> <p>(廃川敷等の普通財産の売り払いについては、地盤が軟弱であるところは除くこと)</p>	<p>今回の計画では、廃川・廃道敷や職員宅舎等の施設跡地、府営住宅の建替えにより生み出す用地などを必要な手順、手続きを踏んだ上で活用のあてのないものについては積極的に売り払い、自主財源の確保に努めていくこととしています。</p> <p>売り払いは原則として一般競争入札で行いますが、その実施にあたってはより多くの人に参加いただけるよう府の広報媒体はもちろん新聞広告やインターネットによるホームページ等でも売り払い物件についての情報を提供しています。また、入札実施要領や申込書は、府庁本庁のほか府内各所にある府民情報プラザでも入手できます。将来的には、パソコンで参加申請ができることも含め、より申し込みが容易な手法も研究していきたいと考えています。</p> <p>なお、廃川敷等の普通財産で、特に配慮を要すべき事項がある場合は、当事者にその点を説明の上、現状有姿で売り払っています。</p>
18	具60	<p>府営住宅について再度入居者の確認をし、規定外の人はいり出してもらわなければならない。本当に困っている人のため活用してほしい。</p> <p>府営住宅の建替えによる所有地の売却は、全体を縮小し、老朽化した建物の跡地を再生せず売却処分するものと受け止められ、入居者の暮らしの安心をおびやかすもので断じて反対。</p>	<p>公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の方に、低廉な家賃で住宅を供給することを目的としていますので、高額所得者等の住宅の明け渡しについては、一層推進していきます。</p> <p>また、募集方法についても、障害者、高齢者、母子世帯などの福祉世帯向けの募集戸数の配分を平成10年度から6割(従来は2割)に拡大いたしました。</p> <p>老朽化が著しく、住環境が悪化している府営住宅についてはこれまでどおり建替えにより居住水準の向上を図り、ストックの良好な住環境の整備をすすめていきます。</p> <p>効率的な建替えを行うことにより生み出される用地については、今後とも市町村との連携の下、福祉施設としての利活用や、良好で多様な公的住宅の供給等に努めていきます。</p>
19	具60	<p>成人病センターの駐車場を有料化すべき。</p> <p>羽曳野病院の駐車場料金をとるのはおかしい。見舞いや介護で訪れる人はバスや徒歩で行けというのか。</p>	<p>成人病センターの駐車場は、新たに整備することとしており、その際には有料化する予定です。</p> <p>府立の各病院に来ていただく際には、できる限り公共交通機関を利用していただきたいと考えていますが、やむを得ず自動車を利用される場合には、適正な受益者負担をしていただくという考えのもとに、原則として駐車料金をいただくこととしています。</p>
20	具60	<p>道路占用料の見直しも東京に比べ相当低いので値上げすべき。また、河川の占用利用金について、関電柱に架けられている他社や、普通線についても占用料金を徴収すべき。前回の料金改定は抑制気味であり、適切な改定が必要。鉄道敷きの免除も、他府県並みに有料とすべき。</p> <p>電線共同溝工事を道路管理者が行い、電線管のみを占有する仕組みに変わった。従来と比較すれば、企業側は工事費が要らない、占用料金も安くなる。財政危機に逆行した施策ではないか。</p>	<p>道路占用料については、適正な受益者負担、地方分権による独自性の発揮、自主財源の確保などの観点から、府下の固定資産税課税評価額をもとに、府独自の占用料を設定することを検討しています。</p> <p>河川では、共架線や普通送電線については、これまでから占用規模が微小であるため、許可の対象とはしておりません。また、河川占用料については、定期的に見直しを行ってきており、その単価は東京都に次ぐ水準となっていますが、今後とも、適正な受益者負担を求めていきたいと考えています。なお、鉄道等施設については、近隣府県と同様に府としても、その公共性を考慮し、料金を免除することとしています。</p> <p>電線類の地中化(電線共同溝)については、平成12年4月から国の基準が改正され、事業の拡大に向けた条件が整備されたところであり、本府ではこの基準に基づき、事業者との適切な役割分担のもと、安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上、災害に強いまちづくり等の観点から、電線類の地中化をすすめていきます。</p>
21	具60	<p>厳しい経営環境の中経営の効率化をすすめているが、道路占用料を引き上げられると弊社の経営が圧迫され、また弊社の施設に伝送路設備を敷設する企業の経営を圧迫することにもなる。電子府庁に向けた情報都市基盤づくりや大阪の将来像の実現を揺るがす恐れがあり、占用料の見直しの再考を要望する。</p> <p>経営の効率化・コストダウンをすすめ、さらなる料金水準の低廉化を目指しており、地価と連動して道路占用料を見直すことは低廉な公共料金の実現という社会的義務の遂行と今後の設備投資計画に影響をきたす。</p>	<p>これまで、本府の道路占用料は国(全国平均の固定資産税課税評価額)に準拠して定めてきましたが、全国的には、東京都、神奈川県、愛知県、福岡県等15の自治体がそれぞれの地域の固定資産税課税評価額をもとに独自の占用料を定めています。法的には、道路占用料は府の条例で定めることができ、府独自の占用料を設定することは可能でありますので、府としても適正な受益者負担、地方分権による独自性の発揮、自主財源の確保などの観点から、府下の固定資産税課税評価額をもとに府独自の占用料を設定するよう検討をすすめているところです。</p>
(3) その他			
22	本33 具60	<p>人員削減などの自助努力が実行されない限り、府民への痛みは先送りすべきであり、府立高校の授業料値上げ計画を白紙撤回すべき。</p>	<p>この計画では、改革の一つの柱として、「全国一スリムな組織づくり」を掲げ、一般行政部門の3,000人削減はじめとする組織・定数、勤務条件の見直し及び出資法人の見直しなど、府の内部努力で、総額2,610億円の歳出を抑制することとしました。その中では、府立学校の職員定数削減など、効率的な学校運営に向けた取組も織り込んでいます。一方、府立高校の納付金については、さらなる教育条件の充実を図るため、今後、あり方について検討を行うもので、見直しの内容は現時点で決定していません。</p>

23	具61	府営住宅滞納整理事務は、入居者滞納が住宅管理課で退去者滞納は住宅管理センターで行っている。センターに調査権がなく居所不明による時効で不納欠損があり、また裁判で明渡しなどで退去させれば住宅管理課の仕事は終わりという意識を変えていくためにも、府営住宅滞納整理事務を住宅管理課に一元化すべき。	平成10年度から住宅管理業務の効率化、迅速化及び現地管理機能の強化を図るため、大幅な事務の委託を実施し、その一部として府営住宅家賃滞納対策についても委託したところです。 府営住宅管理については、入居者の高齢化等に対応した、より効率的な業務執行体制づくりに向けて検討を行っています。
24	具59	新大規模工法では、水増し設計や水増し見積もりがあり、建設工事のコスト縮減の大きな課題。チェック体制を整え、設計・予定価格づくりの厳正化と公開をすすめること。	新大規模工事を含め、設計段階においては、建設費用や工法、工期など多項目にわたり比較検討を行っています。また、積算にあたっては、積算基準に基づき適正に積算するとともに、見積もりによる場合は、数社から見積もりを徴収し、十分な内容審査を行った上で価格を決定しています。 なお、平成14年1月以降の発注工事については、契約後その積算内容を公表する予定となっています。